

くれない！ News

和歌山大学教職員組合

[内線]7989 [tel/fax]073-452-3671

[mail]wakumi@cypress.ne.jp

[HP]http://www.cypress.ne.jp/wakumi/

第1号 通算第59号 2012年7月2日(月)

7月給与より「減額支給」、一方的に強行！

すでに「くれない News」等でお伝えしている通り、大学は国家公務員給与の特例法による減額にならない、本学でも教職員（附属学校教諭・年次契約教職員を除く：以下同じ）の給与を「減額支給」するとしています。

5月中旬以降、この問題に関わって、組合・過半数代表委員会・大学の3者での懇談会が数度もたれ、協議が行われてきました。しかし、6月12日の懇談会で、組合・過半数代表者とも大学側提案に合意できず、かつ大学側は提案の修正・撤回に応じないことが明確になったため、「懇談会」は物別れに終わりました。

組合は同日、大学に対し団体交渉を申し入れ、6月25日、29日の二度にわたり団体交渉が行われました。

団体交渉において、組合は以下に記すような論点で大学側提案の不合理性、違法性を追及しつつ交渉を行い、大学側との間でいくつかの「最低限の確認」を行い、また「減額支給」に関わる具体的資料を引き出すことができましたが、提案を修正・撤回させるには及ばず、29日には団体交渉での合意がないまま、大学は「7月1日に実施することを通告」してきました。

本学の多くの教職員の給与の大幅減額を、労働者側との一切の合意がないまま一方的に強行してきたことは、明らかに労働組合法第7条が禁止する不当労働行為です。組合は今後、「減額支給」そのものの違法性と、今回の「強行」の違法性に対し、法的措置を含め、対応を検討します。

「減額支給」の概要

今回の「減額」は、給与表本体の改訂ではなく、給与規定の附則として、各給与表の級に対応した減額率を定め、その率を差し引いて給与を支給するものです（下記の一覧表参照）。給与表本体の改訂でないため、退職金の計算には影響を与えません。しかし、地域手当や06年の「現給保障」措置による加算分など、本給の額に一定率をかけて支給されている手当等については、本給と同率で減額の対象となります。また、一時金は全ての級で一律9.77%の減額となります。

俸給表	級	減額率	俸給表	級	減額率	俸給表	級	減額率
役員	—	9.77%	一般職(一)	1.2級	4.77%	教育職(一)	3.4級	7.77%
一般職(一)	7級以上	9.77%	一般職(二)	1~3級	4.77%	教育職(一)	1.2級	4.77%
一般職(一)	3~6級	7.77%	教育職(一)	5級	9.77%	医療職(二)	3~6級	7.77%

実は国家公務員を上回る大幅減額

国家公務員は今回の「特例法」により、平均で7.8%の給与減となっています。しかし、上記の表に基づいた本学での給与減額は、対象教職員の月額で計算すれば、8.33%の減額になることが、団体交渉における組合の資料提供要請から明らかになりました。

他方で、大学側が想定している運営費交付金の削減額はおよそ2.9億円ですが、この額は本学事業費全体から見れば、約4.2%に過ぎません。つまり、これほどの大幅な給与減額は財政面からは必要でないにも関わらず、大学側は「国家公務員に準ずることを強く要請されている」の一点張りで、私たちの給与を大きく減らそうとしているのです。他大学では、少数とはいえ、大学の財政状況にあわせて減額率の圧縮を図り、5%程度の給与減を提案しているところもあります。なぜ和大執行部はそうした努力を行わず、頑なに「国家公務員準拠」に固執するのでしょうか。

低い給与額の教職員からもより高率の減額

また、もう一つの重大な問題として、「減額率」が給与の「級」ごとに定められているため、実際にはより給与額が低い教職員にも、より高い減額率が機械的に適用されてしまうという問題があります。例えば大学教員（「教育職（一）表」）について言えば、月額46万7700円の本給をもらっている准教授（4級97号）は7.77%の削減（削減額3万6341円、削減後本給月額43万1359円）ですが、43万5400円の給与しかもらっていない教授（5級12号）では9.77%が削減される（削減額4万2539円、削減後本給月額39万2861円）こととなります。同様のことは助教と講師の間でも、事務系職員（一般職（一）表の2級と3級の間）でも起こります。これでは、若くして上位の級に移った（それだけ意欲的・積極的に仕事をして認められた）教職員に対して、その努力に報いるどころか、懲罰を与えるかのような措置です。この点の不合理性を組合は交渉の中でも強く指摘し、減額するにしてもより合理的な案を出すべきだと主張しましたが、大学側はこれも「国家公務員に準拠」するという理由のみで押し通そうとしています。しかし、そもそも大学教員に相当する給与表は国家公務員には存在せず、また今回は大学自身が附属校の教員には適用しないという判断をしているのですから、「国家公務員に準拠」という論理には一貫性も合理性もないことは明らかです。

交渉のなかで確認されたこと

三者懇談会から団体交渉に至る流れの中で、組合・過半数代表委員会に対し、大学は以下の点を確認しています。

- ・給与「減額」によって生じた財源は、秋の補正予算の動向（運営費交付金削減の動向）が判明するまでの間、一切他の目的に使用せず留保する。
- ・運営費交付金削減の動向が明らかになり次第、上記財源の使途につき、あらためて組合・過半数代表委員会と協議する。
- ・運営費交付金の削減を阻止・軽減するため、学長・理事ともにあらゆる努力をする。
- ・今回「減額」措置は2014年3月までの時限的措置である。

これまでの経緯についての組合見解

まず、上記の4点が交渉の過程で明示的に確認できたことに加え、6月1日実施という当初提案を撤回させたこと（これにより、6月月例給と一時金の減額を阻止することができました）は大きな成果であると考えます。これは組合としての成果でもありますが、同時に、広く教職員の声をあつめ、ねばり強く協議をおこなった過半数代表委員の皆さんのご尽力によるものでもあります。

また、この間の協議・交渉における大学側の姿勢は、組合および過半数代表委員と意見を交換する場を積極的に設け、求められた資料については誠実に提供するなど、誠意の見られるものであったことを認めます。

しかし、組合・過半数代表と「合意できない」提案であることを理解しつつ、それでも減額を強行するという判断は、決して許されるものではありません。学長は今回の提案のおかしさを自らも認めつつ、それでも外圧に「屈伏」して実施せざるを得ないのだと言います。その心情は必ずしも理解できないものではありませんが、経営者の「屈伏」は、その下で働く私たちの生活を直接に脅かします。政治的な外圧に学長が「屈伏」すること自体、私たちには容認しがたい大きな問題であると考えます。

少なくとも現在の国立大学法人法のもとでは、個々の大学に自律的な経営判断が認められています。仮に運営費交付金が予測どおり削減されるとしても、その削減額に対応した本学独自の財政策がなぜ作れないのでしょうか。「国家公務員に準拠」しろという「命令」を国立大学法人に対して下す権限は、誰も持っていないのです。

私たちは学長のこうした決断をきわめて遺憾に思います。また、交渉の経緯における大学の誠実な対応をある程度認めつつ、しかし7月1日時点での「合意なき強行」は明らかに不当な対応であることを主張します。

今後の方針について

組合は今回の「減額支給」強行に対し、以下のように対応します。

・提案そのものの法的な問題点を明確にし、訴訟を含めた対抗策を検討します。

「減額支給」が、労働契約法第9条の、いわゆる「不利益変更」にあたることは大学も認めています。同条の主旨は、原則として労働者との合意なく不利益変更を行ってはならないというものです。また、同法10条は9条の例外として労働者との合意のない不利益変更が認められる場合の要件を定めていますが、今回の「減額支給」はこれらの要件を満たしていません（不利益の程度がきわめて大きいにも関わらず何の代償措置も提案されていないこと、そもそも不利益変更の必要性があるか否かについても議論の余地があること、組合・過半数代表と合意できないことを認めながら強行に及んでいること等）。両条文への違反の可能性を中心に、顧問弁護士や全大教と協議し、他大学の動向も踏まえながら、法的対抗策を検討していきます。

・交渉一実施の経緯についても不当労働行為であると判断し、法的対応を検討します。

6月29日までの団体交渉において「減額支給」についての合意は成立しておらず、組合は「減額支給」実施の必要性に合理的な疑義を呈し、大学側提案の修正の必要性を指摘してきました。しかし大学側は7月1日の実施を一方的に「通告」という形で強引に不利益変更を行おうとしています。組合・過半数代表のいずれとも合意ができていないのですから、さらに1ヵ月（必要ならそれ以上）実施を先送りして、より合意に近づけるような修正案や代償措置を提案する責任が大学側にはあります。こうした努力を行わず一方的に「減額措置」を実施することは、不誠実交渉、不当労働行為にあたります。地方労働委員会への調停申し立てを含めて、この面でも法的対応を検討します。

・全大教・全国の他大学と連携して運営費交付金削減の回避に尽力します。

今回の「減額支給」提案は、多くの国立大学法人において本学と同様の経緯をたどっています。こうした事態を受け、全大教としても法的対応を協議する体制に入っており、7月1日には法的対応をめぐる全国会議が開催されました。何より、全国的な国立大学の組合の連携により、文科省・政府との交渉や世論喚起を通じて、運営費交付金の削減を阻止する運動に力を入れていきます。

・本学財政の分析と「減額」への代案のシミュレーションを行います。

仮に運営費交付金が削減され、ある程度の人件費削減が避けられないとしても、今回の大学側提案よりは給与への被害が少なく、公平性の高い代案が作れることを確信しています。必要ならば大学側にもさらなる資料開示・提供を求めつつ、組合として「代案」のシミュレーションを行います（給与「減額」を前提とするものではなく、あくまで最悪の事態を想定してもより「まし」な方法が可能であることを主張するためのものです）。